

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項に基づく措置の実施の状況及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」といいます。）第19条第6項に基づく取組の実施状況並びに同法第21条に基づく女性の活躍に資する情報を以下のとおり公表します。

○次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性活躍推進法第19条第6項関係

項	取組内容	令和5年度実績
1	<p>育児休業の制度の周知を図り、制度に対する職員の理解を高め、育児休業を取得しやすい環境の整備等を行います。</p> <p>数値目標</p> <p>女性の育児休業取得対象者に対して取得率を100%にします。</p> <p>男性の育児休業取得対象者に対して取得率を50%にします。</p>	<p>育児休業取得率</p> <p>女性 取得対象者 0人</p> <p>男性 取得対象者 0人</p>
2	<p>妻の出産・妊娠による男性職員の特別休暇制度を周知し、職員の積極的な制度活用に努めます。</p>	<p>特別休暇取得対象者数 0人</p>
3	<p>仕事と家庭が両立できるようワークライフバランスの実現を支援し、また職員の健康管理の面からも時間外勤務の縮減を図ります。</p> <p>数値目標</p> <p>平成28年度から平成30年度実績平均を超えない。</p> <p>総時間外勤務時間数 年3,067時間 一人当たり平均 年108.9時間</p>	<p>総時間外勤務時間数</p> <p>年 5,687時間 185.4%増</p> <p>1人当たり平均</p> <p>年 203.1時間 186.5%増</p>
4	<p>家族との触れ合いのための年次休暇の取得促進を図ります。</p> <p>数値目標</p> <p>職員全体の年次休暇の平均取得日数を16日以上にします。</p>	<p>15.2日</p>

○女性活躍推進法第21条関係

項	項目	現状	備考
1	職員に占める女性職員の割合	72.2%	R6.4.1時点
2	男女別の育児休業取得率	第19条第6項関係1の項のとおり	
3	男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率	第19条第6項関係2の項のとおり	
4	超過勤務の状況 (1人当たりの時間外勤務時間数)	16.9時間/月	
5	1人当たりの年次有給休暇取得日数	第19条第6項関係4の項のとおり	
6	管理職の女性割合	33.3%	R6.4.1時点